

広島県告示第百二十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県産業科学技術研究所の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤田雄山

指定を受けた者		指定年月日	管理の期間
名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地	平成二〇年二月二五日	平成二〇年四月一日～ 平成二三年三月三一日
財団法人ひろしま産業 振興機構 理事長 大田 哲哉	広島市中区千田町三丁 目七番四七号		